

旭川河畔（石山公園地区）賑わい創出事業
事業者募集要項

令和5年2月

岡山市

目次

1. はじめに	1
1.1. 事業の目的.....	1
1.2. 事業の名称.....	1
1.3. 用語の定義.....	1
2. 計画地に関する事項	3
2.1. 計画地の位置.....	3
2.2. 計画地の条件.....	4
3. 募集内容	5
3.1. 民営施設の募集条件.....	5
3.1.1. 民営施設の運営条件.....	5
3.1.2. 施設の整備条件.....	5
3.1.3. 施設整備の役割分担.....	7
3.2. 民営施設の営業開始.....	7
4. 応募資格	8
4.1. 応募者の構成.....	8
4.2. 応募者の参加資格要件.....	8
5. 応募手続き及び提案受付	9
5.1. 応募手続.....	9
5.1.1. スケジュール.....	9
5.1.2. 募集要項等に対する質問及び回答.....	9
5.2. 提案の受付.....	9
5.2.1. 提案書の受付.....	9
5.2.2. 提案書関係書類の作成にあたっての留意事項.....	11
6. 審査方法等	12
6.1. 選定委員会.....	12
6.1.1. 委員会の設置.....	12
6.1.2. 委員等への接触禁止.....	12
6.2. 選定基準.....	12
6.3. 提案内容に対するプレゼンテーション.....	12
6.4. 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定、ならびに結果の公表.....	12
6.4.1. 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定.....	12
6.4.2. 審査結果の通知及び公表.....	12
6.5. 事業者の決定.....	13
7. その他留意事項	14
7.1. 募集要項の修正等.....	14

7.2. 本事業募集の凍結・中止.....	14
7.3. 本事業の実施に係るリスク分担.....	14
7.4. 著作権利用.....	15
7.5. 応募書類の取扱い及び情報公開.....	15
7.6. 損害賠償規定.....	15
7.7. 募集要項等の目的外利用の禁止等.....	15
7.8. 疑義を生じた場合の措置.....	15
7.9. 募集要項の各条項間、募集要項と質問回答間の矛盾等.....	15
8. 事務局（問合せ先）.....	15

1. はじめに

1.1. 事業の目的

近年、水辺空間は全国的に豊かな自然などの観光資源や、都市部の貴重なオープンスペースとして注目されており、オープンカフェやアウトドア体験等が実施されるなど、水辺空間を活用する取組が広がっている。

岡山市（以下、市という。）では、岡山城・岡山後楽園を中心とした岡山の歴史・文化が集積する「岡山の顔」とも言うべき旭川河畔の魅力向上に取り組んでおり、観光客や市民の誰もが憩い、賑わう空間の創出を図ってきた。

これまでに市は、旭川さくらみちの整備や岡山城の大規模改修等のハード整備のほか、石山公園では仮設オープンカフェ事業を約3年間実施するとともに、出石町地区においては国の堤防整備に併せ、堤防上の通路整備を行い、その歩行空間を活用した賑わい創出にも取り組んできた。また、水面を活用した賑わい創出の社会実験として、カヌー体験の開催や遊覧船の運航など、民間事業者と連携した賑わいづくりも行ってきた。

本事業は、石山公園地区において終了した仮設オープンカフェの施設を再利用し、引き続き、石山公園地区を含む旭川の水辺における回遊性の向上や、水辺の魅力を活かした賑わい創出を図るとともに、パークマネジメントの視点を持った公園の管理運営のあり方について検討することを目的に実施するものである。

1.2. 事業の名称

旭川河畔（石山公園地区）賑わい創出事業（以下、本事業という。）

1.3. 用語の定義

用語の定義については、法律の指定がある場合は法の定義に従い、本文中に指定があるものはその内容、その他の用語については本項「用語の定義」を参照すること。

(1) 応募者

本事業に応募する法人又は複数の法人のグループをいう。

(2) 応募法人

応募者のうち、単独で提案する法人のことをいう。

(3) 応募グループ

応募者のうち、複数の法人で提案するものをいう。

(4) 構成員

応募グループを構成している法人をいう。

(5) 代表構成員

構成員のうち、市に対して代表構成員として届出のあった法人をいう。

(6) 優先交渉権者

市と優先的に交渉を行うことのできる者をいう。

(7) 次点交渉権者

優先交渉権者が資格を喪失した場合に、市と交渉を行うことのできる者をいう。

(8) 事業者

市から都市公園法（以下、法という。）に基づく公園施設の設置管理許可を受けた者をいう。

(9) 石山公園活用検討会

石山公園地区の活用方法や継続的な賑わい創出等について協議を行う会議体（以下、検討会という。）をいう。

(10) 既存施設

計画地内に現存する屋外トイレ、東屋、石のステージ、レンガ広場を総称していう。

(11) 既存植栽

計画地周辺に現存する植栽・外構等を総称していう。

(12) 運営施設

設置・管理許可範囲内に、市が設置したコンテナハウスをいう（詳細は別紙1）。

(13) 民営施設

設置・管理許可範囲内に、事業者が自らの提案に基づき、運営施設を改築し、管理・運営する施設で、飲食施設、サービススペース等、事業者が事業実施のために設置した施設を総称していう。

(14) 石山公園地区

2.1. に示す範囲をいう（以下、計画地という。）。

(15) 敷地

2.1. に示す設置・管理許可範囲をいう。

(16) 設置・管理許可

市が法第5条の規定に基づき、事業者が設置した民営施設に対して、管理運営することを認めて事業者に与える許可をいう。なお、設置・管理許可は1者にのみ与えるものとする。

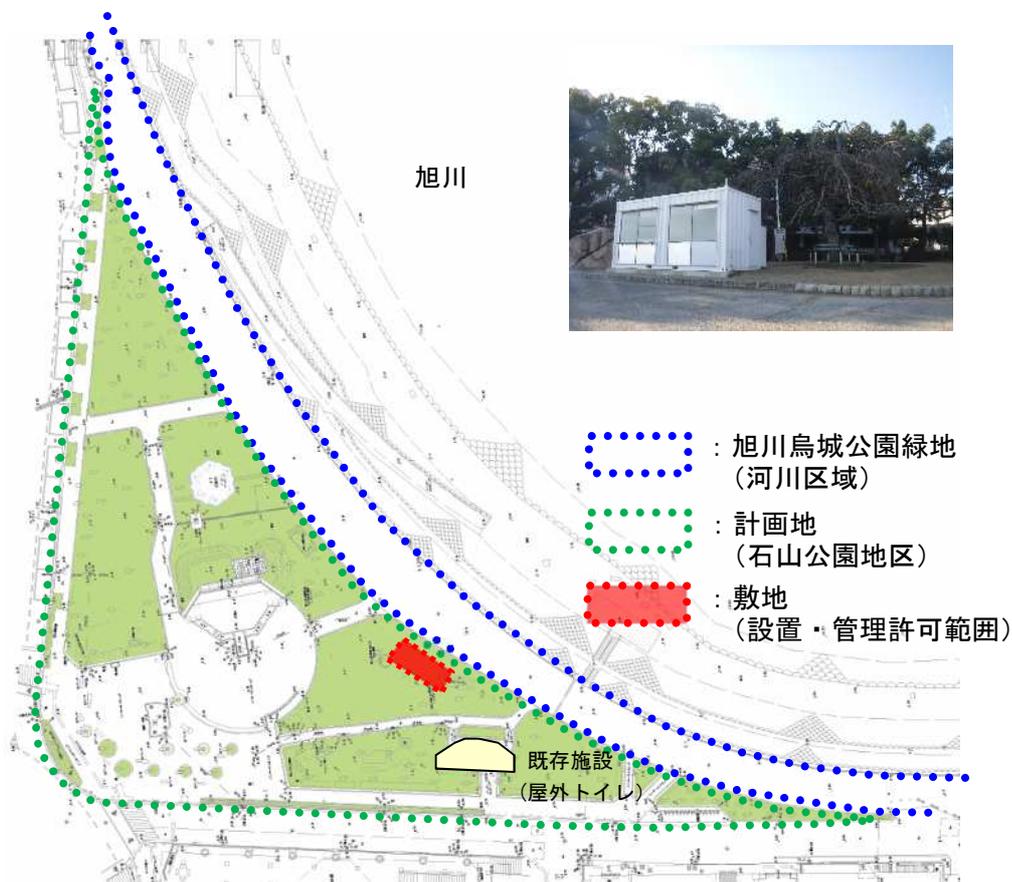
2. 計画地に関する事項

2.1. 計画地の位置

鳥城公園内に位置する石山公園地区は、以下の計画地位置図に示すとおり。



計画地位置図（下図出典：岡山市公共施設マップ）



計画地詳細図（下図出典：岡山市）

2.2. 計画地の条件

(1) 地域地区等（都市計画法）の指定

- ・ 第1種住居地域
- ・ 防火、準防火地域なし
- ・ 風致地区
- ・ 都市公園（5・5岡1鳥城公園）
- ・ 自動車駐車場附置義務条例適用地区
- ・ 岡山後楽園背景保全地区
- ・ 屋外広告物禁止地域

(2) 供給処理施設

本事業に係る電気、上下水道、プロパンガスの運営施設までの引込工事は整備済みである。事業者は、上・下水道を除き各供給事業者と個別契約すること（上・下水道は市が契約済みで、市の支払い後、市と事後精算すること）。

施設	所管・協議先
電 気	中国電力（岡山支店）
上水道	岡山市水道局
下水道	岡山市下水道河川局
プロパンガス	株式会社永燃

3. 募集内容

3.1. 民営施設の募集条件

3.1.1. 民営施設の運営条件

(1) 運営形態

民営施設は、石山公園を含む周辺一帯の賑わい創出に寄与する施設として営業し、公園の魅力向上や市民・観光客の利便性及び回遊性の向上につながる取組を行うこと。民営施設の用途は、令和2～4年度に実施したオープンカフェに限定することなく、業種・業態等を自由に提案することができる。また、計画地内には公園利用者が憩い、交流できるように、民営施設と一体的な空間を構成するイス、テーブル等の施設を設置することができる。

なお、民営施設の運営は応募者が自ら営業し、転貸及び使用権の譲渡はできない。

(2) 事業期間（設置・管理許可期間）

令和7年3月31日（月）までとする。ただし、市との協議により延長する場合がある。

(3) 使用料

民営施設の公園使用料は、岡山市公園条例に基づき月額360円/㎡とする。なお、本公園内に民営施設以外の施設（例えばイス、テーブル等）を設置する場合も、同様の使用料とする。

(4) 営業時間・営業日

営業形態、取組内容、季節ならびに岡山城、岡山後楽園及び石山公園等でのイベント開催期間などに応じて、自由に提案可能とする。

ただし、周辺地域の住環境等に悪影響を及ぼすことがないように配慮した提案であること。

(5) 検討会への参画

事業者は検討会に参画し、計画地周辺におけるイベント等の企画・運営に協力することにより、賑わい創出の一翼を担い、計画地周辺の魅力向上に努めること。

(6) 運営状況の報告等

民営施設の運営結果（売上高、必要経費、来店客数等）については、毎月報告すること。また、本事業終了時には効果検証を実施し、今後の賑わい創出や回遊性向上に向けた課題整理及び改善に向けた提案を行うこと。

(7) 河川増水時の営業休止

旭川の水位が氾濫危険水位を超える見込みがある場合、すなわち、上流地域の大雨による増水の恐れや岡山市内での大雨・洪水警報発令の見込みがある場合には、営業を休止するための準備を整え、上流の下牧観測所において避難判断水位（岡山県総合防災情報システム（おかやま防災ポータル）の観測情報「水位」で確認可能）に達した時点で、直ちに営業を休止すること。なお、これにかかる費用は応募者の負担とする。

(8) その他

提案内容については、利用者の声や利用状況等を鑑み、改善を求めることがある。

3.1.2. 施設の整備条件

(1) 民営施設の設計・デザイン

応募者は、設置・管理許可を受け、関係法令等を遵守して、市が整備済みの運営施設（別紙1）を改築し、民営施設を整備する。運営施設には、電気、上下水道も引き込み済みであ

るが、応募者は使用開始等の必要な手続きは、自ら行わなければならない。

また、民営施設の整備に際し、建築確認等の手続きが必要な場合についても、応募者自らが行わなければならない。

(2) 民営施設の内外装基準

応募者が整備する民営施設の内外装は、以下の基準に従うこと。

区分		民営施設の内外装基準							
景観 形成 基準	形態	1. 周辺の歴史的景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とすること。							
	意匠	1. 工作物・設備は、直接、目に触れないようにし、やむを得ず露出する場合は、建築物と一体的なデザインとするか、ルーバー等で目隠しすること。 2. 外部木部の仕上げは、自然の風合いを大切にし、素材感を活かすこと。							
	色彩	1. けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮することとし、下記基準に適合したものとすること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R、YR、Y系</td> <td rowspan="2">3以上</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、R系については明度8以上、かつ、彩度4を超えるものは除く。</p> <p>(日本産業規格のZ8721に定めるマンセル値による)</p> <p>ただし、建築物もしくは工作物で着色していない木材、ガラス、石材等の材料によって仕上げられる部分の色彩や、伝統的な技法・素材を使った色彩、及びこれらに類する色彩、または見付面積の10分の1未満の範囲内で使用されるアクセント色となる部分の色彩については、この限りではない。</p> <p>また、景観上の支障がないと市長が特に認めた色彩については、この限りではない。</p> 2. 外壁は白、黒、茶色系統を基調とし、周辺の歴史的景観の保全に配慮した落ち着いた彩度の色彩とすること。	色相	明度	彩度	R、YR、Y系	3以上	6以下	その他
色相	明度	彩度							
R、YR、Y系	3以上	6以下							
その他		2以下							

(3) 近隣への配慮

イス、テーブル及び日さし等を設置する場合は、運営施設に隣接するしだれ桜と梅の景観を阻害せず、かつ損傷しないように、一定の離隔距離を確保した場所を選定すること。

また、計画地の北側及び西側には、住宅等が所在している。事業者は、本事業の実施に際して、工事中においては防音、粉塵対策、車両の通行を含む交通安全対策等、営業時には眩光対策、住宅等が利用者の視線に晒されることへの対策等、必要な近隣対策を講じること。

(4) 設置・管理許可年数の満了時における民営施設の取り扱い

事業者は、設置・管理許可年数が満了した時、法10条に定める原状回復を行ったうえ、市に運営施設を返還すること。ただし、市の承認を得たものについては、原状回復を行わないことができる。

なお、原状回復は事業期間（設置・管理許可期間）内に完了すること。

3.1.3. 施設整備の役割分担

運営施設及び民営施設の整備ならびに運営に関する市と事業者の役割分担は以下のとおりとする。

時期	項目	市	事業者
整備時	運営施設の整備（コンテナの設置、給排水設備等整備）	○	
	民営施設の整備（運営施設の内外装の改築等）		○
	埋蔵文化財に係る届出及び調査	○	
	供給処理施設との接続（負担金の負担を含む）		○
維持管理 ・運営時	設置・管理許可範囲内における管理義務（善管注意義務）		○
	運営に係る必要な許認可の取得		○
	民営施設の維持管理・運營業務		○
	計画地周辺（設置・管理許可範囲外）の維持管理	○	○

3.2. 民営施設の営業開始

応募者は、事業者として決定後、民営施設のオープンに向け、速やかに施設の整備及び開店準備を進めること。

4. 応募資格

4.1. 応募者の構成

- ① 応募者は、単独の法人格を有する団体（以下「単独応募者」という）もしくは複数の法人格を有する団体（以下「構成員」という）で構成されるグループ（以下「応募グループ」という）であること。
- ② 応募法人及び応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員となることはできない。

4.2. 応募者の参加資格要件

- ① 法人格を有すること。
- ② 書類提出時に市税を滞納していないこと。
- ③ 岡山市一般競争（指名競争）入札参加有資格者名簿に登録されている必要はないが、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止を受けている者または指名停止を理由として有資格者名簿から削除された者で当該指名停止期間が満了していない者でないこと。
- ④ 提案に基づく営業に必要な許可及び資格等を有していること、もしくは営業開始までに必要な許可及び資格等が取得できる見込みがあること。
- ⑤ 暴力団もしくは暴力団員でないこと。また、その統制のもとにないこと。
- ⑥ 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っていないこと。

なお、応募者が応募グループの場合、参加資格要件①、②、③、⑤、⑥については、全ての構成員が要件を満たし、参加資格要件④については、いずれかの構成員が、要件を満たすこと。

5. 応募手続き及び提案受付

5.1. 応募手続

5.1.1. スケジュール

事項	時期
募集要項の公表	令和5年2月10日（金）
質問事項受付期間	令和5年2月10日（金）～2月24日（金）17時
質問事項回答	令和5年3月1日（水）17時
提案書受付期間	令和5年2月10日（金）～3月20日（月）17時
提案内容のプレゼンテーション	令和5年3月下旬
優先交渉権者決定・通知・公表	令和5年4月上旬
基本協定の締結	優先交渉権者決定通知到達後、速やかに締結する

※ 上記のスケジュールは変更する場合がある。変更があった場合は、市のホームページで通達する。

5.1.2. 募集要項等に対する質問及び回答

募集要項等の内容に関して質問がある場合は、質問書を以下の要領で提出することができる。

(1) 受付期間

令和5年2月10日（金）から令和5年2月24日（金）17時まで

(2) 提出方法

質問等は、質問書（様式1）に内容を簡潔にまとめ、電子メールにファイルを添付し、事務局に提出すること。件名には、「旭川河畔（石山公園地区）賑わい創出事業者募集に関する質問」と記載すること。

(3) 提出先

事務局

(4) 回答期限

令和5年3月1日（水）17時までに回答する。

(5) 回答方法

回答については市のホームページに掲載し、個別に応募者には連絡しないため、市のホームページで確認すること。

(6) 留意事項

回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとする。

5.2. 提案の受付

5.2.1. 提案書の受付

提案書を以下の期間に受け付ける。

(1) 提出期間

令和5年2月10日（金）から令和5年3月20日（月）17時まで

(2) 提出先

事務局

(3) 提出書類及び提出方法

提案書の提出は、表-1の参加表明関係書類及び表-2の提案書関係書類を持参して行う

こととし、郵送による受け付けは行わない。

(4) 提出部数

参加表明関係書類は1部提出し、提案書関係書類は10部（正本を1部、副本（正本のコピー）を9部）提出すること。副本（9部）は社名、代表者印のないものとする。

なお、提案書関係書類の内容を記録した電子データ（CD-R 又は DVD-R）を一式提出すること。データのファイル形式は原則として Microsoft Word 又は Excel（図面については PDF も可）を使用すること。

表-1 参加表明関係書類

提出書類		様式	部数
質問書	1 質問書（電子メール送付の際の様式）	様式 1	—
参加表明関係書類	2 参加表明書	様式 2	1 部
	3 構成員一覧表（応募グループとして参加表明する場合）	様式 3	1 部
	4 委任状（応募グループとして参加表明する場合）	様式 4	1 部
	5 誓約書	様式 5	1 部
	6 定款	写し	1 部
	7 法人登記簿謄本及び印鑑証明書	原本	1 部
	8 納税証明書 （市税に滞納がないことの証明書（募集要項公表日以降の原本））	原本	1 部
	9 応募者（構成員全員）の財務諸表 （貸借対照表及び損益計算書） ※直近3年間分を提出すること。 ※上場企業の場合は有価証券報告書も併せて提出すること。	写し	1 部

※ 詳細については様式集を参照すること。

※ 参加表明関係書類について、応募グループで参加表明する場合は、2 及び 3 は応募グループとして一部を作成し、それ以外の書類は構成員ごとに作成し、代表構成員が提出すること。

表-2 提案書関係書類

提出書類		様式	部数
提案書関係書類	1 事業提案書	様式 6	10 部
	2 民営施設の外観・内部がわかる図面 （平面図、立面図、イメージパース図など）	自由	10 部
	3 収支計画書 （ただし、本様式と同様の記載であれば、本様式によらなくてもよい）	様式 7	10 部

5.2.2. 提案書関係書類の作成にあたっての留意事項

- ・ 民営施設は、内外装基準及び関連法令を遵守した上で、計画地周辺の自然と共存し、既存植栽や景観と調和する空間デザインとすること。
- ・ 平面図、立面図、イメージパース図などの彩色が施された図面については、内外装基準の適否を判断できるように、マンセル値を記入すること。
- ・ 運営施設とは別に、計画地内に市民や観光客が気軽に立ち寄り、休憩することができる施設・設備について、提案することができる。
- ・ 計画地内の既存施設や周辺の植栽・緑地等について、パークマネジメントの視点を持った公園管理に取り組むこと。
- ・ 遊覧船の運航とカヌー体験教室の実施については事業者が、準備が整い次第、令和5年度より実施される予定である。
- ・ 提案内容について関係機関等との協議が整わない場合などは、実施できない場合がある。このため、実施する提案事業の内容は代替案の計画も含め、市との協議により最終的に決定する。

6. 審査方法等

6.1. 選定委員会

6.1.1. 委員会の設置

市は、旭川河畔（石山公園地区）賑わい創出事業者選定委員会（以下、選定委員会という。）を設置し、提案書及びプレゼンテーションの結果を踏まえて審査する。

6.1.2. 委員等への接触禁止

応募法人又は応募グループの各構成員が、募集要項の公表時から優先交渉権者及び次点交渉権者の選定前までに、選定委員会の委員に対し、本募集に対して自己の提案が審査において有利な扱いを受けるように照会・接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

6.2. 選定基準

応募者選定の評価基準表については、別紙2を参照すること。

6.3. 提案内容に対するプレゼンテーション

市及び選定委員会は、応募者に対し、提案内容に関するプレゼンテーションの場を設ける。説明は、提出された表-2の提案書関係書類のみで行い、追加の資料を使用した説明はできない。提案書関係書類と同じものに限り、パワーポイント等を使用した説明ができる。

なお、詳細な日時、開催場所等については、提案書の受理後に連絡する。

6.4. 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定、ならびに結果の公表

6.4.1. 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定

選定基準に規定する提案書の審査を選定委員会が行い、委員の平均得点が最も高い提案の応募者を優先交渉権者として、二番目に高い得点を得た提案の応募者を次点交渉権者として選定する。

6.4.2. 審査結果の通知及び公表

(1) 結果の通知

審査結果は各応募者に通知する。ただし、応募グループにあつては、代表構成員にのみ通知する。通知時期は、令和5年4月上旬を予定している。

(2) 結果の公表

市は優先交渉権者の応募法人又は応募グループの代表構成員及び構成員となる法人名の公表を行う。

なお、応募者は提案書を提出した日から、優先交渉権者等の決定について市が公表する日までの間、応募した事実、提案内容等本事業に係る全ての事項について、応募者自らが公表することを禁止する。

(3) 結果についての問合せ

審査結果については、自ら又は他の応募者にかかわらず、経過や内容についての問合せには一切応じない。

6.5. 事業者の決定

優先交渉権者は、市からの優先交渉権者決定の通知後、速やかに市と基本協定を締結すること。優先交渉権者は、基本協定の締結に伴い設置・管理許可を受けることで、自らの提案内容に基づく事業を実施できる事業者となる。

ただし、提案内容の実施の可否は、市との協議により決定することとし、協議結果によっては、変更を加える場合がある。

なお、事業者として決定するまでに、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ① 「4 応募資格」を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 応募者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 応募者がプレゼンテーションに出席しない場合
- ⑥ 委員会で本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

7. その他留意事項

7.1. 募集要項の修正等

募集要項に修正、変更、追加等があった場合は、速やかに市ホームページで公開する。

7.2. 本事業募集の凍結・中止

市は、天変地異、政策変更等により、やむを得ない事情で計画地の全部または一部を他の用途で利用する必要が生じた場合等、本募集を凍結し、または中止する場合がある。

7.3. 本事業の実施に係るリスク分担

本事業の実施に係るリスク分担については、下表に示すとおりである。

リスクの種類	内容	負担者	
		市	事業者
社会情勢等の変動による経済的損失	法令の変更、金利・物価の上昇等		○
	需要の変化や競合施設の立地等、当初の見込みと異なる状況		○
許認可取得	市・事業者いずれの責任にも帰さない事由により許認可が得られない場合	協議事項※1	
	市・事業者いずれの責任にも帰さない事由による許認可取得に伴う事業内容の変更	協議事項	
第三者賠償	本事業において第三者に損害を与えた場合		○
不可抗力	自然災害、新型コロナウイルス感染症の感染状況等による業務の変更、中止、延期、臨時休業	協議事項※2	
事業の変更・中止・延期・遅延	市の責任による変更・中止・延期・遅延	○	
	事業者の責任による変更・中止・延期・遅延		○
	事業者の事業放棄・破綻		○
申請コスト	本事業の応募・提案、民営施設の整備・運営等に係る申請費用の負担		○
施設損傷	施設、機器等の損傷		○※3
債務不履行	市の事由による協定内容の不履行	○	
	事業者の事由による業務または協定内容の不履行及び事業放棄、破綻によるもの		○※4
性能リスク	事業実施条件の不適合に関するもの		○
損害賠償	施設、機器の不備及び施設管理上の瑕疵によるもの		○
運営リスク	施設、機器の不備または、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク		○

※1：発生した損害に対して双方が相手方に求償を行わないものとする。

※2：自然災害（地震・台風等）等不可抗力への対応

- ・建物・設備等が復旧困難な被害を受けた場合、市は事業者に対し本事業の停止を命ずる。
- ・復旧可能な場合、運営施設の復旧に要する経費は市の負担とし、民営施設の復旧に要する経費は事業者の負担とする。
- ・災害発生時には、災害対応のために必要な場合、市は事業者に対し業務の一部または全部の停止を命じることがある。
- ・市は事業者に対する休業補償は行わない。

※3：施設の運営に伴う施設・機器・備品等の損傷リスクへの対応

- ・原則として民営施設の運営に伴う施設・機器・備品等の損傷については、事業者が行う。
- ・事業者が行う市が所有する運営施設等の補修・修繕等の実施により生じた財産は、市に帰属する。

- ・ 民営施設運営に必要な消耗品は事業者において適宜補充、交換することとする。
- ※4:事業者は、本事業から生じる全ての債務の担保として、基本協定に定める契約保証金等を 3.1.2 (4) で規定する原状回復完了時まで、無利息で市に預託することとする。

7.4. 著作権利用

提出物の著作権は全て応募者が保有する。

なお、市は、これを提案書審査、市議会・報道機関への情報提供及び本市の広報媒体への掲載のために無償で 사용할ことができる。

7.5. 応募書類の取扱い及び情報公開

本募集に関して提出された参加表明関係書類及び提案書関係書類は、一切返却しない。

また、応募者から提出された資料等については、岡山市情報公開条例（平成12年市条例33号）の対象となり、同条例第5条各号に規定する事項（非開示情報）を除き、公開される場合がある。

7.6. 損害賠償規定

提案書作成、提案書提出及びその他これに関連する事項につき、故意または過失のいかんを問わず、応募者が第三者に損害を生じさせても、市は一切これを補償しない。

7.7. 募集要項等の目的外利用の禁止等

市から提供された募集要項及び関連資料等は、本事業の提案書関係書類作成のために利用する以外は利用を認めない。

7.8. 疑義を生じた場合の措置

提案内容、基本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又はこれらに定めのない事項については、市と事業者（又は優先交渉権者）が協議の上定めるものとする。

7.9. 募集要項の各条項間、募集要項と質問回答間の矛盾等

誤字、脱字、誤植、その他の原因により、募集要項の各条項間あるいは募集要項と質問回答との間で矛盾を生じている場合、又は誤解を生じやすいと認められる場合は、速やかに市へ届け出ること。

8. 事務局（問合せ先）

岡山市 都市整備局 都市・交通部 庭園都市推進課

所在地：〒700-8544 岡山市北区大供一丁目 1-1

電話：086-803-1395 ファックス：086-803-1740

担当者：江川、安井

E-mail：teientoshi@city.okayama.lg.jp